

### 市民的防衛の論理

メタデータ	言語: jpn
	出版者:
	公開日: 2011-12-15
	キーワード (Ja):
	キーワード (En):
	作成者: 寺島, 俊穂
	メールアドレス:
	所属:
URL	https://doi.org/10.24729/00006297

寺

島

俊

穂

# 一非暴力と平和の概念

でもある。 の消費がである。 の対析でである。また、 の対析がである。また、 の対析がである。また、 の対析がである。また、 の関心が高まってきている。それは、今世紀において非暴 のでもある。

で果めるとともに、南の諸国での貧困と抑圧が平和研究のなかで取り上を集めるとともに、南の諸国での貧困と抑圧が平和研究のなかで取り上ながるという認識による。一九六二年のキューバ危機までは米ソの冷ちろん、新たな世界大戦が起きれば核兵器が使用され人類の破滅につちろん、新たな世界大戦が起きれば核兵器が使用され人類の破滅につちろん、新たな世界大戦が起きれば核兵器が使用され人類の破滅につちろん、新たな世界大戦が起きれば核兵器が使用され人類の破滅につちがるとともに、南の諸国での貧困と抑圧が平和研究のなかで取り上を集めるとともに、南の諸国での貧困と抑圧が平和研究のなかで取り上、後は全面戦争の回避ということが平和の概念自体にも転換が起こってきている。このことに関連して平和の概念自体にも転換が起こってきている。

み入れられた暴力の存在を表し、それが南北間の格差、人類社会の構暴力(structual violence)という概念によって社会構造のなかに組ョハン・ガルトゥング(Johan Galtung 一九三〇一)は構造的

る抑圧の問題をも平和研究の視野に入れたのである。 とを示そうとした。この構造的暴力という概念は平和研究者から広範 力だけでなく差別や抑圧のような心理的、構造的暴力の廃棄も含まれ 力だけでなく差別や抑圧のような心理的、構造的暴力の廃棄も含まれ 力だけでなく差別や抑圧のような心理的、構造的暴力の廃棄も含まれ 力が対比されるよりむしろ暴力と平和が対比されるようになってきて 和が対比されるとし、その観点から暴力を広く捉え、第三世界におけ 力の核心にあるとし、その観点から暴力を広く捉え、第三世界におけ とを示そうとした。この構造的暴力を広く捉え、第三世界におけ とを示そうとした。この構造的暴力を広く捉え、第三世界におけ とを示そうとした。この構造的暴力を広く捉え、第三世界におけ ということが暴

して変わらないことになってしまうであろう。たしかに、広い意味でして変わらないことになってしまうであろうが、物理的暴力というのを指し、狭義で用いる。というのも、暴力が政治において問題にな力という場合、「人の体を傷つける」という意味での物理的暴力のことを指し、狭義で用いる。というのも、暴力が政治において問題になとを指し、狭義で用いる。というのも、暴力が政治において問題になとを指し、狭義で用いる。というのも、暴力が政治において問題になるのは、目的を達成させるための手段としての物理的暴力の否定に焦点を構造的暴力を区別し、変革の手段としての物理的暴力の否定に焦点を構造的暴力を関いているが表力の表示である。

つまり、平和を積極的、動態的に考えた場合、問題となるのは平和

えていくことが、求められているのである。 まていくことが、求められているのである。 で、中和と呼ぶことはできないはずである。 である。 ではなく、 の行為であることは確かである。 ただ、そのないということではなく、 の行為であることは確かである。 ただ、そのなどとが、 のための行為である。 それらを積極的に排除してないということではなく、 の学が非暴力的に行なわれるということでな削り出していく手段である。 「暴力のない状態」というのは紛争が

ているといえよう。 制下においては、選挙による政権交替はしばしば行なわれていること 非暴力でなされる非暴力革命も起こっていることが重大である。この たわけではないが、従来、革命=暴力革命と思い浮かべられてきたが、 ろん、第三世界を中心にクーデターによる暴力的政権奪取もなくなっ もルーマニアを除いて非暴力的になされたことは記憶に新しい。 調として前政権が打ち倒されたのだし、最近の事例でいえば東欧革命 政治体制の転換としての革命が非暴力でなされる事例も出てきている。 に見られるように、積極的な成果を上げている。現代世界においては、 れらを変えていこうとする市民的不服従も、アメリカでの公民権運動 されている。また、特定の法や政策に従わず、非暴力手段によってそ であり、労働条件を良くするためにストライキを行なりことも合法化 るので、このことはさほど奇異なこととは思われないだろう。民主体 ような事態によって革命に関するわれわれの固定観念は変更を迫られ 九七九年のイラン革命や一九八六年のフィリピン革命は非暴力を基 国内政治においてはごく日常的に非暴力的変革手段が用いられてい もら

しかしながら、国防に関しては依然として軍事力に頼るという思考

が幅を利かせているようである。それは、実際に国家を少なくとも一方の当事者とする暴力的紛争である戦争が第二次大戦後も度々行なわれてきたからである。イシュトヴァーン・ケンデによれば、れてきたからである。のまり、外国軍の進攻に対して暴力で立ち向内に革命勢力が抬頭し、国民の支持を失った政府の要請で外国軍が介入する代理戦争である。つまり、外国軍の進攻に対して暴力で立ち向小に革命勢力が抬頭し、国民の支持を失った政府の要請で外国軍が介入する代理戦争である。イシュトヴァーン・ケンデによれば、たさており、軍事力の保持によって戦争が抑止されているという意識が生じたのも無理はない。

に非暴力を受け入れる下地が存在するからである。

に非暴力を受け入れる下地が存在するからである。

に非暴力を受け入れる下地が存在するからである。

に非暴力を受け入れる下地が存在するからである。

に非暴力を受け入れる下地が存在するからである。

に非暴力を受け入れる下地が存在するからである。

に非暴力を受け入れる下地が存在するからである。

に非暴力を受け入れる下地が存在するからである。

に非暴力を受け入れる下地が存在するからである。

敗北に追い込んでいくことを狙いとしている。領土を守ることよりも、て非暴力抵抗運動を行ない、侵略の目的を遂げさせず、軍事的侵略をこの防衛構想は、たとえ軍事的侵略を受けても、国民が一丸となっ

国民の生命や生活および社会組織を市民が直接守るという意味において、それは市民的防衛(civilian defense, civilian-based defense)とか社会的防衛(Soziale Verteidigung)と呼ばれている。それは、本人なで非暴力でなされるとされる。今までのところ、市民的防軍を自国の防衛政策として明確に採用している国はない。その意味で、市民的防衛はいまだ仮説的性格を免れえない。ただ、外国軍に対して市民的防衛はいまだ仮説的性格を免れえない。ただ、外国軍に対して市民的防衛はいまだ仮説的性格を免れえない。ただ、外国軍に対していくつか存在し、それらは市民的防衛の可能性を示唆していると思れなので、歴史的事例から検討していきたい。

### ¥

- (-) Johan Galtung, Peace: Research Education Action, Essays in Peace
  Research Volume One, Copenhagen: Christian Eilers, pp. 109-149
- (2) Ibid., p.112 参照。
- (四) Juhka Gronow and Jorna Hippö, "Violence, Ethics and Politics," *Journal of Peace Research*,1970 No. 4, p.314 参照。
- (4) Istvan Kende, "Local War 1945-76" in: Asbjørn Eide and Marek Thee (eds.), Problems of Contemporary Militarism, London: Croom Helm Ltd., 1980, pp.261-285 参照(同論文は、高橋進「失われゆく平和」『世界』一九八二年一二月号、一一五-一二九頁に紹介さている)。
- 照させる意味で、今日では civilian based-defense (市民に基盤を置くとの混同を避け、military-based defense (軍事力に基づく防衛)と対(5) 従来 civilian defense という言葉が用いられてきたが、civil defense

だが実際に、第二次世界大戦のとき、インドを侵略しようとしてい

語を当てる。 語を当てる。 語を当てる。 語を当てる。

# 一 非暴力民衆抵抗の事例

# (1) ガンディーの防衛思想

現代の非暴力的抵抗運動の先駆者はマハトマ・ガンディー(Mahātma 現代の非暴力的抵抗運動の先駆者はマハトマ・ガンディー(Mahātma 現代の非暴力的抵抗運動の先駆者はマハトマ・ガンディー(Mahātma 現代の非暴力的抵抗運動の先駆者はマハトマ・ガンディー(Mahātma 現代の非暴力的抵抗運動の先駆者はマハトマ・ガンディー(Mahātma 現代の非暴力的抵抗運動の先駆をとったことは一度もなかったが、ボーニでを誤りと認め、第二次世界大戦のときにもイギリスに協力し、インドで新兵を暴力など戦争のときイギリスの側に立ち二〇〇名のインド人野戦衛生隊を組定でそういえる。つまり、一九三八年終わりから三九年初頭にかけたとを説いている。つまり、一九三八年終わりから三九年初頭にかけたとを説いている。つまり、一九三八年終わりから三九年初頭にかけたとを説いている。つまり、一九三八年終わりから三九年初頭にかけたととを説いている。つまり、一九三八年終わりから三九年初頭にかけたととを説いている。つまり、一九三八年終わりから三九年初頭にかけたこれを誤りと認め、第二次世界大戦のときにもイギリスに携奏力で立ち向かうように、三八年一〇一一二月にはチェコ人とスロヴァキア人にナチスに非暴力で抵抗するようによりにより、他にはいる。

を受けたら各自治州で非暴力で闘うよう唱えている。 を受けたら各自治州で非暴力で闘うよう唱えている。 を受けたら各自治州で非暴力で闘うよう唱えている。 を受けたら各自治州で非暴力で闘うよう唱えている。 を受けたら各自治州で非暴力で闘うよう唱えている。 を受けたら各自治州で非暴力で闘うよう唱えている。 を受けたら各自治州で非暴力で闘うよう唱えている。 を受けたら各自治州で非暴力で闘うよう唱えている。

を見せびらかせているのです」と喝破している。 を見せびらかせているのです」と喝破している。 を見せびらかせているのです」と喝破している。 を見せびらかせているのです」と喝破している。 を見せびらかせているのです」と喝破している。 を見せびらかせているのです」と喝破しているかったからである。 が、彼の提案は国民会議派のなかで支持を得るには至らなかった。 というのは、会議派は非暴力を対英闘争では採用してきたが、対外政 だが、彼の提案は国民会議派のなかで支持を得るには至らなかった。 というのは、会議派が非暴力の政策を誓ったのであれば、暴力を対し でガンディーは、「会議派が非暴力の政策を誓ったのであれば、暴力を対し でガンディーは、「会議派が非暴力の政策を誓ったのであれば、暴力を対し でガンディーは、この考えを独立後のインドの防衛政策にも採り入れ ガンディーは、この考えを独立後のインドの防衛政策にも採り入れ

は気違いじみた軍備競争にやっきになっているのだ」と語っている。のは、単純な公式論である。こうして、世界中どこへ行っても、人類略者の暴力を破るのは、それを上回る防衛者の暴力しかないと考える言葉をもって、暴力や戦争を正当化しようとしてきた」といい、「侵ゴンディーは、「人類はいつの世にも〈巳むない自己防衛〉という

はなく、「非暴力軍」の構想さえ伴っていた。手段による防衛を提唱したのだし、それは決して受動的な防衛構想でこのような悪循環を断ち切るために、彼は自己犠牲さえ厭わぬ非暴力

が、そのような精神をすべての人間に要請できるものではあるまい。 なであった。彼は「集団的紛争の解決に徹頭徹尾非暴力の武器を用いることが、自由インドの義務である」と述べたが、彼のその願いに反して、インドとパキスタンの間には暴力的紛争が起こり、独立後のインドは武装を放棄したわけではなかった。インドにはガンディーの防衛政策を採用する前提条件が欠けており、彼自身外国軍の侵略に対して非暴力防衛思想は、究極的には自己犠牲さえ厭わぬ精神に支えられて非暴力防衛思想は、究極的には自己犠牲さえ厭わぬ精神に支えられて非暴力防衛思想は、究極的には自己犠牲さえ厭わぬ精神に支えられて非暴力防衛思想は、宗極的には自己犠牲さえ厭わぬ精神に支えられて非暴力防衛思想は、宗極的には自己犠牲さえ厭わぬ精神に支えられてがる。

# (2) ナチス占領下の非暴力抵抗

がげることを可能にした実例になっている。 またそのようなことを狙いにしたわけでもなかったが、支配の効率を果を発揮したこと、それは占領軍を追い返すことはできなかったし、スがある。一九四〇年から四五年にわたって行なわれた、オランダ、ような事例はナチスの占領下であっても、非暴力抵抗がある程度の効ような事例はナチスの占領下であっても、非暴力抵抗がある程度の効がある。一九四〇年から四五年にわたって行なわれた、オランダ、スがある。一九四〇年から四五年にわたって行なわれた、オランダ、カゲることを可能にした実例になっている。

とれらのうちノルウェーを取り上げれば、一九四〇年四月にノルウェーのによった。 というな試合をするように求め、最初のうちそのような試合もなた。 でドイツ兵と試合をするように求め、最初のうちそのような試合もなたが、外国チームとの試合を禁ずる、一九三九年に出された指令を盾に、ノルウェーのスポーツクラブにはいろうとしたが、拒否された。 でにイツ兵と試合をするように求め、最初のうちそのような試合もなた。 でにイツ兵と試合をするように求め、最初のうちそのような試合もなた。 でにはノルウェーのスポーツクラブにはいろうとしたが、拒否された指令を盾に、ノルウェーのスポーツクラブにはいろうとしたが、拒否された指令を盾に、ノルウェーのスポーツクラブにはいろうとしたが、拒否された指令を盾に、ノルウェー人はドイツ兵がコートを使っているとき、クラブのアニスクラブの場合、ドイツ兵がコートを使っているとき、クラブのアニスクラブの場合、ドイツ兵がコートを使っているとき、クラブのアニスクラブの場合、ドイツ兵がコートを使っているとき、クラブのアニスクラブの場合、ドイツ兵がコートを使っているとき、クラブのアニスクラブの場合、ドイツ兵がコートを使っているとき、クラブのアニスクラブのよりにより、というによりでは、カースにより、アニスクラブにはいる。

回年九月には、ノルウェースポーツ連盟は、スポーツ組織の自治との間で国際的なスポーツ試合を行なうという意思表示を行ない、隣接諸国との間で国際的なスポーツ試合を行なうという提案の拒否をスポーツとの間で国際的なスポーツ試合を行なうという提案の拒否をスポーツはさまざまなスポーツ団体の成員に移り、「少数の例外を除けば、ファシストの支えれた。そうしたボイコットには、公式のスポーツ行事やスポーツ試合に対する参加と出席が含まれていた」。このようなスポーツ・ストの支えポーツ団体から自然発生的に生じ、大多数の青年を結集し、解接諸国のスポーツ団体から自然発生的に生じ、大多数の青年を結集し、解接諸国のスポーツ団体から自然発生的に生じ、大多数の青年を結集し、解接諸国のスポーツ団体から自然発生的に生じ、大多数の青年を結集し、解接諸国の日まで持続して行なわれたのである。

三月までにはいり、国民社会主義のイデオロギーにそった教育をするグ傀儡政権は教員たちに、新設された国民社会主義組織に一九四二年このような抵抗は、教員たちの団体に受け継がれた。クヴィスリン

る力になりえたのである。 とがまたは逮捕されなかった教員たちから、何らの譲歩をかちとることがまたは逮捕されなかった教員たちから、何らの譲歩をかちとることがまたは逮捕されなかったので、 できなかった」。 その後、逮捕された教師たちの一〇人に一人を射殺できないう脅しに対してもその夫人たちは決して屈服しなかったので、 なりにして、さまざまな分野での抵抗は国内体制のナチ化を押し止める力になりえたのである。 とがこれたのである。 とがこれたのである。 とがこれたのである。 とがこれたのである。 とがこれたの強制措置は被逮捕者や なりにして、さまざまな分野での抵抗は国内体制のナチ化を押し止める力になりえたのである。 とがこれたのである。 とがこれたのである。 とがこれたのである。 とがこれたのである。 とがこれたのである。 とがこれたのである。 とがこれたのは、一〇人に一人を射殺ない。 とがこれたのである。 とがこれたのである。 とがこれたのである。 とがこれたのである。 とがこれたのである。 とがこれたのである。 とがこれたので、 は、一〇〇〇名に及ぶ教員の逮捕や北辺寒冷の地にある強制収用所 とがことがいる。 とがこれたのである。 とがこれたのである。

## (3) チェコ事件の意味

とが市民的防衛の有効性を考える上で重要である。とが市民的防衛の有効性を考える上で重要である。というでは、国民が一丸となってワルシャワ条約軍に対して非非暴力民衆抵抗の実例になっている。つまり、チェコスロヴァキアに非暴力民衆抵抗の実例になっている。つまり、チェコスロヴァキアにところで、国民的な規模での非暴力による抵抗運動が見られたのは、ところで、国民的な規模での非暴力による抵抗運動が見られたのは、

てなされた。トップレヴェルではスヴォボダ大統領自身がソ連軍に住国民は非暴力手段による抵抗を試みた。この抵抗は国民が一丸となっはじめ改革派の要人を逮捕し、ソ連に連行した。これに対し、チェコなどの主要な建物を占拠し、ドプチェク第一書記、チェルニーク首相などの主要な建物を占拠し、ドプチェク第一書記、チェルニーク首相などの主要な建物を占拠し、ドプチェク第一書記、チェルニーク首相などの主要な建物を占拠し、ドプチェク第一書記、チェルニーク首相という情勢のなかで社会主義体制の崩壊を恐れたソ連をはじめ、東ドイツ、ポーランド、ハ会主義体制の崩壊を恐れたソ連をはじめ、東ドイツ、ポーランド、ハ会主義体制の崩壊を恐れたソ連をはじめ、東ドイツ、ポーランド、ハ会主義体制の崩壊を恐れたソ連をはじめ、東ドイツ、ポーランド、ハ会主義体制の崩壊を恐れたソ連をはじめ、東にイツ、ボーランド、ハ会主義体制の崩壊を恐れた。

版北は決定的なものとなった。 版北は決定的なものとなった。 版北は決定的なものとなった。 版北は決定的なものとなった。 版北は決定的なものとなった。 の大力の規律を失ったとき、その 大一試合での勝利に陶酔した民衆抵抗も、一九六九年春、対ソ・アイスホッケー試合での勝利に陶酔した民衆抵抗も、一九六九年春、対ソ・アイスホッケー試合での勝利に陶酔した民衆抵抗も、一九六九年春、対ソ・アイスホッケー試合での勝利に陶酔した民衆抵抗も、一九六九年春、対ソ・アイスホッケー試合での勝利に陶酔した民衆が非暴力の規律を失ったとき、その 大り、交通標識を壊したり、取り替えたりして占領目的を妨害したり、 の大力にはドプチェクが第一定の期間成果をあげた。 しかし一九六九年春、対ソ・アイスホック・試合での勝利に陶酔した民衆が非暴力の規律を失ったとき、その 大り、交通標識を壊したり、取り替えたりして占領目的を妨害したり、 の大力に、 のとなった。 のた。 のとなった。

### 注

- (→) Gene Sharp, Gandhi as a Political Strategist, Boston: Porter Sargent Publishers, INC., 1979, p.141 参照。
- ず書房、一九七〇年)、一八頁参照。(2) マハトマ・ガンディー著、森本達雄訳『わたしの非暴力 1』(みす
- (3) 同書、一七二—一七五頁参照。

- ず書房、一九七一年)、三〇一三三頁参照。(4) マハトマ・ガンディー著、森本達雄訳『わたしの非暴力 2』(みす
- (5) 同書、三〇頁。
- (6) 同書、三二—三八頁参照。
- (7) 同書、二六九頁参照。
- (9) 同書、同頁。
- (10) 『わたしの非暴力 1』、二一九一二二一頁参照。
- (11) 『わたしの非暴力 2』、二七二頁。
- (2) Gandhi as a Political Strategist, p.191.
- き民衆の抵抗 —— その戦略論的アプローチ』(れんが書房、一九七二Publishers, 1971, p.121. ジーン・シャープ著、小松茂夫訳『武器ない。 Gene Sharp, Exploring Nonziolent Alternatives, Boston: Porter Sargent
- (1) *Ibid.*, pp.6-7. 邦訳、三一—三二頁参照
- (15) *Ibid.*, pp.8-9. 邦訳、三五頁。
- (16) Ibid., pp.8-9. 邦訳、三五—三七頁参照。
- (17) 宮田光雄著『非武装国民抵抗の思想』〔岩波新書〕(岩波書店、一九七一

年)、九四頁参照。

- (18) 同書、九四頁。
- (19) 同書、九五頁参照。
- (A) Philip Windsor and Adam Roberts, Czechoslovakia 1968, London:

Chatto and Windus Ltd, 1969, p.118 绘監。

(21) 『非武装国民抵抗の思想』、一〇一頁参照:

非暴力防衛の構想を信条としてでなく政策として考えていく転換点

(22) 同書、八八頁参照。

# (22) Exploring Nonviolent Alternatives, p.61. 邦訳、一一二一一一三頁。

### 一 市民的防衛論の検討

範な合意が存在している。そのような意味で、非暴力防衛の構想はた ないが、少なくとも国内的な紛争は非暴力でなされるべきだという広 く認められ、欧米では、革命的テロや暴力的紛争が消滅したわけでは の方が現実的で、犠牲も少ないという認識につながっていく。また、 ても意味がなく、犠牲が大きいということは、逆に非暴力による闘い の侵略には効果がないことが明らかになってきている。軍事力で戦っ 侵攻にも見られるように、多少の軍事力があってもより強大な国から なかったためでもあるが、一九九〇年八月のイラクによるクウェート 対処するためのものであって、東の同盟諸国からの攻撃を想定してい 事実に示される。これはもちろん、チェコの軍隊が西側からの攻撃に コスロヴァキアのように侵略を受けた国で、軍事力が発動しなかった に大きな人的犠牲が予想されるという事態がある。このことは、チェ に対して小国が軍事力で立ち向かっても勝ち目がないばかりか、非常 象徴的に現れているように、軍事技術が飛躍的に発達し、大国の侵略 たのは第二次大戦後の欧米においてである。この背景には、核兵器に 民的防衛論が軍事専門家を含む多くの人びとに注目されるようになっ な思考をする人びとにも共鳴盤を見いだしたのである。 ガンディー以来非暴力による闘いが創造的成果を収めていることが広 んに平和主義者や非暴力主義者だけでなく、軍事専門家を含む現実的 非暴力手段による防衛という思想はガンディーにも見られたが、

という考え方であり、 く一般市民を防衛の主体とし、暴力手段ではなく非暴力手段によって 衛と呼び変えている。市民的防衛という用語を使うのは、軍隊ではな 彼らは、教条的平和主義から区別するためにその防衛政策を市民的防 ドで開かれ、参加者には著名な軍事評論家のリデル・ハートもいた。 ツ、ノルウェーの若手の研究者がこの政策を進展させる仕事に着手し げられなかったが、一九六四年になってイギリス、アメリカ、西ドイ 棄や非暴力的防衛の可能性の検討は、イギリス政府によっては採り上 的な防衛政策を提起している。この本のなかで提起された一方的核廃 きずり降ろすだけではなく、それをほかの権力のメカニズムに置き代 その量を増大させる無意味な競争が起こっている。暴力を王座から引 とみなされているだけでなく、すでに夢のように膨大な規模に達した はそのなかで「現在物理的暴力は依然として第一の重要性をもつもの この本は現実主義的な非暴力防衛政策への転換の里程標となった。 彼は、その考えを『核時代における権力政治』のなかに書き表したが、 校に向けて、核兵器を含む軍事的手段よりも、準備された非暴力抵抗 暴力では領土防衛は不可能だが、つまり外国軍の侵入は許してしまっ 九月には市民的防衛の性格と問題についての専門家会議がオックスフォー た。同年四月に「市民的防衛」という小冊子がロンドンで出版され、 える必要がある」と述べ、非暴力の力と国連の機能に注目した、積極 の方がより良い防衛政策となる可能性について講義し、注目を浴びた。(ボ ル卿が行なった提案である。キング=ホールは、一九五七年に現役将 となったのは、イギリスの退役海軍司令官、ステファン・キング=ホー 丸となって市民生活を守るという意味においてである。これは、 領土の上に存在する国民の生命や社会組織を守ることは可能だ 西ドイツでは領土ではなく社会的生活様式を守

に脚光を浴びさせることになった。準備されてなされたものではなかったが、市民的防衛の主唱者の主張ている。一九六八年のチェコスロヴァキアの民衆抵抗は、あらかじめることを主眼とするという意味で社会的防衛ということばが一般化し

ここでは、主として市民的防衛論の代表的な主唱者であるジーン・シャー 防衛論を検討することはわれわれにとっても意味があるに違いない。 変化であるが、もうひとつには国民の側で非軍事的な防衛政策を構築 うな理念と現実との<br />
乖離を<br />
惹き起こしたのは、<br />
ひとつには<br />
国際情勢の ち、非武装防衛を理想として棚上げしてしまっているわが国の状況と する主体的努力が決定的に欠けていたためである。それゆえ、市民的 わが国においては憲法第九条を防衛政策として現実化しようとせず、 かるように、はるかに真剣な受け止め方をされているといってよい。 ているとしても、軍人や軍事専門家が関心を寄せていることからもわ ることもないわけではなく、概して非正統的なアプローチとみなされ これは憲法で軍隊の保持と交戦権を否定しておきながら、軍事力をも プ(Gene Sharp 一九二八一)の議論を取り上げ、検討を加えていき 憲法解釈を変えることによって軍事力を整備させてきている。このよ は対照的である。もちろん、欧米でも市民的防衛論は懐疑的に見られ のであり、決して平和主義者の間でだけ論じられているわけではない。 欧米では、市民的防衛論は、現実的な政策として関心を集めている

効性を確信することが求められているのである。市民的防衛は、侵略て平和主義者や非暴力主義者である必要はなく、その政策としての有ている。ということはつまり、市民的防衛を採用する国の市民がすべシャープは、市民的防衛は信条ではなく政策だということを強調し

非暴力的 ストのための文書の印刷および配布、栄典の放棄、プロテストのため 能なことを示唆している。それらは、① 非暴力的プロテスト ―― 行 されたものである」と述べ、現実的アプローチの必要性を説いている。 それは、抑圧的でかつ暴力的な敵に対して闘争を遂行するために工夫 通性を、そのための絶対の要件とするものでは必ずしもないし、また、 する様々のグループ間での、主義の共有ないし利害における高度の共 間の本性が〈善〉であることを前提にしたりはしないし、たいていの とは、説得の試みであるだけではなく、力の行使である。それは、人 為である。これは無抵抗や怯懦とは正反対の態度である。非暴力行為 されている。シャープは、「市民的防衛政策の主要な手段は非暴力行 非暴力行為についての調査・研究および自国政府への働きかけが要請 耐えうるように民衆を訓練していかねばならない。その前段階として は非暴力による積極的な闘いを前提としており、そのためにはそれに あり、非暴力を有効な政策として高めた点が強調される。 ディーが行なったのは「暴力なき闘い(war without violence)」で は彼の行為を政治戦略として意味づけるものであった。つまり、 実例が参考になる。 としているのだから、これまでの歴史的経験として非暴力で闘われた 軍に対し非暴力的闘争を行ない、国民の生命や生活を守ることを目的 法を三つのカテゴリーに分け、それらが市民的防衛においても適用可 シャープは、人類の歴史的経験によって確認される非暴力行為の方 〈普通の〉人間によって行使されている。それは、 〈東洋的〉であるのと少なくとも同程度に〈西洋的〉であり、 〈強制〉をその手段となすこともありうる。非暴力的行為の 監視、 官吏に対する「つきまとい」、公的な集会、 彼の理論的出発点はガンディー研究にあり、 侵略に抵抗 市民的防衛 プロテ それ

本の移住、ユーモラスないたずらがあり、これらの手段は反対運動が禁の移住、ユーモラスないたずらがあり、これらの手段は反対運動が禁の移住、ユーモラスないたずらがあり、これらの手段は反対運動が禁の移住、ユーモラスないたずらがあり、これらの手段は反対運動が禁の移住、ユーモラスないたずらがあり、これらの手段は反対運動が禁め手段として有効だと思われるのは、情報伝達である。これは国の上げうる。これらの直接的方法とともに侵略・占領に対する抵抗の間上げうる。これらの直接的方法とともに侵略・占領に対する抵抗の間上げうる。これらの直接的方法とともに侵略・占領に対する抵抗の間上げうる。これらの直接的方法とともに侵略・占領に対する抵抗の間上げうる。これらの直接的方法とともに侵略・占領に対する機能をもつと想定とれているところでは大きな効果をもたらす。② 非暴力的非協力の移住、ユーモラスないたずらがあり、これらの手段は反対運動が禁の移住、ユーモラスないたずらがあり、これらの手段は反対運動が禁

る。実際に彼の近年の仕事は、市民的防衛を自国の防衛政策として採用しうると考えているわけではない。彼は慎重に、「軍事的防衛から市民的防衛への転換 —— に先立ち、長期にわたり、かなりの研究・調査および分析を積むことが必要であろう。市民的防衛の本質、実行可能性、よび分析を積むことが必要であろう。市民的防衛の本質、実行可能性、よび分析を積むことが必要であろう。市民的防衛の本質、実行可能性、よび分析を積むことが必要であろう。市民的防衛の本質、実行可能性、表面、およびそれをめぐる諸問題、さらには市民的防衛がその実施に表が広く行なわれるということもきわめて重要であろう」と述べている。実際に彼の近年の仕事は、市民的防衛を自国の防衛政策として採用もしており、このような発想へと人びとを挑発することを意図していりませた。

と想定されている。シャープによれば、民主国家であれ、短期間で巨市民大衆の非暴力の受容度によって変わってくるが、徐々に進むもの脱武装の過程は、それぞれの国の置かれた国際的位置、国際状況、

ランドである。 (5) う。シャープが、この政策をまず採用するのに適しているとみなすの<sup>(8)</sup>。 あるいは少数の国でも他国に先駆けて採用することができるのだとい 的防衛は、他国が軍事的武装の段階に留まっていても、一国だけでも、 画など市民的防衛に関する準備を進めていくことになろう。また市民 れば、市民防衛省と呼ばれるべき機関が中心になって国全体の教育計 なろう。その場合、軍事部門の一部は、新しい市民的防衛体制に適合 的部門を段階的に消滅させ、ついには両者を入れ替えることが可能に であろう。こうして、市民的防衛に対する依存度を次第に高め、 性を国民が確信したら、それを自国の防衛の一要素として付け加える デン、オランダ、潜在的にはより適合性のあるオーストリア、フィン る。つまりそれは、このような政策が実際に検討されているスウェー できない国々」である。具体的にはヨーロッパの小国が想定されてい(ユメ) するよう再訓練されることになろう。彼によれば、脱武装が決定され 大な軍事機構をすべて除去することは不可能だが、市民的防衛の有効 **「防衛において自助を切望しながら、軍事力によってそれを達成** 軍事

し、非暴力手段によって防衛を行ないうる体制を目指しているのだかと明言している。脱武装、すなわち市民的防衛への転換は「通常およと明言している。脱武装、すなわち市民的防衛への転換は「通常およと明言している。脱武装、すなわち市民的防衛への転換は「通常およと明言している。脱武装、すなわち市民的防衛への転換は「通常およと明言している。脱武装、すなわち市民的防衛への転換は「通常およと明言している。脱武装、すなわち市民的防衛への転換は「通常およと明言している。脱武装、すなわち市民的防衛への転換は「通常およと明言している。脱武装ということばにまとわりつく消極的な意表現を使わない防衛の在り方の模索を意図している。彼が非武装というに依存しない防衛の在りたのであれば、市民的防衛へのシフトを意味し、軍備シャープの場合、脱武装は非軍事的防衛へのシフトを意味し、軍備

えていくことが必要であろう。ジから脱却させるためにそれに非暴力抵抗という積極的内実を付け加ら、両者の概念的異同を問題にするのではなく、非武装を受動的イメー

的兵役拒否者や平和主義者の一部にすぎない」からである。 問題はむしろ、脱武装が必ずしも非軍事的防衛へのシフトとして受助兵役拒否者や平和主義者の一部にすぎない」からである。 問題はむしろ、脱武装が必ずしも非軍事的防衛へのシフトとして受助兵役拒否者や平和主義者の一部にすぎない。 問題はむしろ、脱武装が必ずしも非軍事的防衛へのシフトとして受助兵役拒否者や平和主義者の一部にすぎない。 問題はむしろ、脱武装が必ずしも非軍事的防衛へのシフトとして受助兵役拒否者や平和主義者の一部にすぎない」からである。 世事防衛が可能であるとは信じておらず、それを信じているのは良心に欠けるということである。 というのは、「圧倒的多数の人びとは非事事防衛が可能であるとは信じておらず、それを信じているのは良心にない。 は、脱武装を攻撃的防衛とは、脱武装を攻撃的防衛とは、脱武装を攻撃的防衛とは、 の兵役拒否者や平和主義者の一部にすぎない」からである。

ておくことは重要である。 なものに変えていくためにも、脱武装の目標を非軍事的防衛に見定め

のためには暴力を認めないリーダーシップが民衆の側で確立している あろう。問題は、非暴力の規律を基本的に保てるかどうかであり、そ 試みるとしても、暴力が全く用いられないということはありえないで うかに、きわめて大きくかかっている」。もちろん、非暴力的抵抗を(\*\*) 争を行なおうとするいっさいの圧力に対しあくまでも抵抗しぬくかど 側で使う挑発者に挑発されてにせよ、弾圧者自身の暴力的な方法で闘 の勝敗に誘惑されてにせよ、あるいはその例は数多くあるが、弾圧者 弾圧者の残虐性にたいする情動的な敵意にひきずられてにせよ、一時 なわち非暴力行動者があくまで自分自身の方法で闘争しぬくかどうか、 プがいうように、「非暴力的闘争における成功は、つぎの一事に、す 容する限り、混合戦略ということにならざるをえない。反対にシャー ような防御的防衛の構想も、それが市民による暴力手段の行使をも許 であろうことは容易に想像がつく。したがって、ガルトゥングのいう(※) を減殺させ、暴力抵抗が非暴力抵抗をも一挙に弾圧する口実を与える 的経験からもいえることだが、二つの戦略の組み合わせは互いに効果 的防衛論では概して、この立場は危険だとして斥けられている。 戦闘とを組み合わせて侵略軍に抵抗しようとする考え方である。 いうのは、市民的防衛と暴力的サボタージュ、ゲリラ、暗殺など通常 ことが求められる。 このことは、 混合戦略に対する評価にも関わってくる。 混合戦略と 歴史 市民

応すべきなのか。残存する軍事力は行使されえないのか。この点に関るのではないのだから、脱武装の過程で侵略を受けたらどのように対しかし、市民的防衛論も非軍事的防衛への即時的移行を主張してい

にならないことが理解されるからである。 実際には困難となり、軍事力で対抗することが国民の生命を守ることくであろう。侵略国の攻撃的兵器に見合った防御的兵器をもつことは国民の確信が深まれば、国境で戦火を交える可能性も少なくなっていことは市民的防衛論から逸脱したことになろう。市民的防衛に対するなくとも市民はあくまでも非暴力で抵抗することとなろう。軍隊の役してシャープは明言していないが、市民的防衛論の立場からいって少してシャープは明言していないが、市民的防衛論の立場からいって少

てくる。 家的機構である国連の平和維持機能をどう評価するかという問題が出 最低限の武力行使を認めるのかという問題がある。具体的には、 だが一方で、市民的防衛論が超国家機構による国際紛争解決のための たら、非暴力手段で侵略に対処するのが民衆の側での方策となろう。 どう対処しうるのかといえば、自衛権自体は国民に固有の権利だとし が善とされるという倒錯した状況が生み出される。このような状況に 殺すことが悪とされるのに、戦争ではできるだけ多くの人を殺すこと 多くの人を殺せるかということが追求されるからである。普段は人を 出され、いとも簡単に生命を否定されるとともに、いかに速くいかに である。つまり、戦争においては自分の責めとは関係なく戦場に駆り 戦争が結局は集団的殺人にほかならず、道徳的に倒錯した現象だから るに国家間の暴力的紛争である戦争を廃絶しなければならないのは、 維持するためになんらかの強制力が必要だということになろう。しか われる。警察が国内秩序を維持するために必要なように、国際秩序を なく、その意味ですべての暴力手段を否定しているわけではないと思 市民的防衛論は、国内における警察の存在を否定しているわけでは 超国

いる。 でのみ肯定される。 れねばならないし、 市民的防衛論の立場からは、国家や民族への制裁は非暴力手段でなさ の国際状況のなかで可能になるとしても、最大限回避すべきである。 犠牲が出ることは間違いない。国連による武力行使は、たとえ冷戦後 から、国連の平和維持機能といっても国内における警察とは異なって は基本的には国家連合であり、国家主権を否定するものではないのだ とは矛盾するものではないと思われる。ただ、世界政府と違って国連 といり方向が出てこざるをえないし、その方向性と市民的防衛の論理 実現不可能であろう。しかし、国際的な平和秩序の形成や維持の観点 を処理する平和的な方法が欠如すること」を示唆している。たしかに、 からは、安全保障理事会の構成を含めて国連の改革とその機能の強化 政府といってもその基盤になる世界社会や世界文化の形成を待たねば 暴力手段を一極に集中することの危険性は否定すべくもないし、 る自由そのものへの危険、「そうした制度の下では〈世界的な内戦〉 を起こしてきたわけではないこと、強大な権力が形成されることによ し彼は、世界連邦思想が想定しているように、国家主権の存在が戦争 者が存在しなくなるのだから国家間の戦争はなくなるであろう。 つながるという考えは採らない。主権国家がなくなれば、戦争の当事 もつ価値を否定するものではないが、世界政府の樹立が平和の確立に 外交の目標を世界政府の樹立に置いている。シャープは、国際機構の この点に関して、 国連軍と特定の国との戦争も国家間の戦争と変わらず、 国連の機能強化は戦争を喰い止める力となる方向 キング=ホールは国連の機能を積極的に評価し、 多大な 世界 しか

よって市民が直接自分たちの生活を外国軍の侵略から守ろうという考というのも市民的防衛論は、軍事力に頼るのではなく非暴力手段に

のような防衛構想は平和の理念に見合ったものであろう。
界を非暴力的なものへと変えていくことが平和の目標だとしたら、こき、軍事的防衛から非軍事的防衛への移行を唱えているのである。世事的防衛への依存からの脱却を図ろうとしている。市民的防衛論者軍事的防衛への依存からの脱却を図ろうとしている。市民的防衛論者

日常的な積み重ねと関連している。 する信頼、信念が国民の間に定着している必要がある。市民的防衛論 りうるという発想である。だが、そのためにも、非暴力防衛手段に対 必要であり、市民的防衛論とはまさしくそういった性格のものである。 場からすれば、国家行為としての戦争を廃絶するための現実的構想が ら否定する立場もあるが、これは現実的ではない。しかし、市民の立 は、侵略という非日常的な事態を想定しているが、この点で非暴力 なう用意のあることを内外に示すことは、侵略を未然に防ぐ抑止力た 止に置き代えようとしている。つまり、侵略されても市民的防衛を行(\*\*) 性が核抑止力の前提になっているのだから、核抑止を市民的防衛の抑 シャープ自身は、核の抑止力を認めているが、他方核兵器使用の可能 意識の上でも否定しえない。非暴力主義を推し進めていって警察力す 効果をもつことは、たんに政策決定者の意識の上だけでなく、国民の るという意識が根強いからである。もちろん、軍事技術の発達が抑止 きるかという点にある。依然として軍事力によって安全が守られてい ただ、問題は防衛政策として非暴力手段がどれだけの支持を獲得で

れてきたのだが、占領下においても非暴力手段は一定の効果を発揮すが求められている。非暴力行為は主として国内の紛争において用いら言い換えれば、市民的防衛が有効になる条件を日々整えていくこと

点からも検討していかねばならない。 は、非暴力手段が有効になったのは今世紀にはいって、防衛の問題をたんに非常事態の想定として考えるのではなく、戦争や暴力の問題をたんに非常事態の想定として考えるのではなく、戦争や暴力の、民主化や人権の思想の広がりとも関係がある。したがって、防衛の、民主化や人権の思想の広がりとも関係がある。したがって、防衛の問題をたんに非常事態の想定として考えるのではなく、戦争や暴力の問題をたんに非常事態の想定として考えるのではなく、戦争や暴力を引力の下級である。そのためには国内における紛争を非暴力的に解決する実

題となろう。

題となろう。

記されるこの点で、市民的防衛政策を考えていくことが、市民の平和戦略の課権成をしているといえよう。もちろん、そのような構想が無意味だとないない、民際交流、平和教育など多様な側面で市民間のつながりをならないと思われる。それは、世界経済、通信技術のような分野からな化交流、民際交流、平和教育など多様な側面で市民間のつながりを文化交流、民際交流、平和教育など多様な側面で市民間のつながりを文化交流、民際交流、平和教育など多様な側面で市民間のつながりをならなが、市民的防衛論の場合、あまりにも非常時に傾いた議論のこの点で、市民的防衛論の場合、あまりにも非常時に傾いた議論の

:<u>+</u>

- (1) Czechoslovakia 1968, p.112 物熙<sup>c</sup>
- (四) Stephen King-Hall, Power Politics in the Nuclear Age: A Policy for Britan, London: Victor Gollancz Ltd,1962, p.180 钩壁。
- (4) Adam Roberts, Jerome Frank, Arne Naess and Gene Sharp, Givilian Defence, London: Peace News, 1964, 70p.

- (5) Gandhi as a Political Strategist, pp.191-292 检照。
- (6) C・ダグラス・ラミスは、GHQと日本政府の指導者たちが憲法第九 都子ほか訳、晶文社、一九八七年、三一―三二頁)。 もちろん、憲法第 年いらい一貫して、日本の〈安全と生存〉は核の傘を含む米軍の〈保護〉 れが書かれていらい一度として、日本国民は〈平和を愛する諸国民の公 民が第九条を現実化する途を真剣に模索してこなかったこともまた否定 とがないのである」と述べている(『ラディカルな日本国憲法』加地永 密にいえば、〈平和憲法を守れ〉というスローガンは、なんの意味もも の下にあった。最近ではますます自衛隊がこれを補うようになった。厳 書かれた偉大な実験を、実際に試みることができたためしはない。一九四五 正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しよう〉という前文に 劇のひとつになるかもしれない。なぜなら、第九条もまた、未だかつて しえない事実である。 九条が日本の軍事化の歯止めになってきた事実は指摘できるが、日本国 たない。第九条と前文に表現された平和の原則は、一度も試みられたこ 条を「一片の安っぽい偽善に変えてしまったことは、この国の最大の悲 一度も実践されていないことは、肝に銘じておくべきだからである。そ
- (~) Krishnalal Shridharani, War Without Violence: A Study of Gaulhi's Method and Its Accomplishments, New York: Harcourt, Brace, and Co., 1939.
- 変更、傍点はシャープ)。 (8) Exploring Nonviolent Alternatives, p.54. 邦訳、一〇一頁(訳語一部
- (9) *Ibid.*, p.32. 邦訳、六九─七○頁参照。
- (10) *Ibid.*, p.57. 邦訳、一〇六—一〇七頁 (傍点はシャープ)。
- (11) Ibid., pp.68-69. 邦訳、一二四頁参照。

- (12) *Ibid.*, p.57. 邦訳、一〇七頁参照。
- (13) *Ibid.*, p.68. 邦訳、一二三頁参照。
- (4) Gene Sharp, Making the Abolition of War a Realistic Goal, New York: World Policy Institute, 1981, p.12. ジーン・シャープ著、岡本珠代訳「戦争の廃絶を実現可能な目標とするために」『軍事民論』特集第二八号(一九八二年五月)、一一一頁(訳文一部変更)。
- (15) Ibid., p.12. 邦訳、同頁参照
- 市民的防衛論は基本的には日本社会党の基本政策である非武装中立と相通じるが、非武装と無抵抗が実際混同されて受け取られ、非武装が市相通じるが、非武装と無抵抗が実際混同されて受け取られ、非武装が市はの非暴力抵抗の訓練や組織化の問題として捉えられてこなかったこと、その意味で非武装と無抵抗とを実際上混同してきた点にあると思います。つまり、安保条約を廃棄し、そのあと武装しないでジッとしていれば安全が維持できるという、非常にスタティック(静態的)なイメージとだけ結びつけられがちだったわけです。それはたしかに問題です。しかし非武装抵抗とはそういうものではない。それはたしかに問題です。しかし非武装抵抗とはそういうものではない。それはたしかに問題です。れわれは黙認しないという意思表示を、市民レヴェルで対外的にもたえれつれば緊急に対しないという意思表示を、市民レヴェルで対外的にもたえず行なっているというダイナミックな状態であるはずです。」(『新版・軍縮の政治学』〔岩波新書〕岩波書店、一九八八年、一六〇頁、傍点は坂本)。
- (17) Exploring Nonviolent Alternatives, p.67. 邦訳、一二二頁(傍点はシャープン。

- (18) Ibid. 邦訳、同頁参照。
- 書房、一九八九年)、三二五頁参照。(19) J・ガルトゥソグ著、高柳先男・塩屋保訳『平和への新思考』(勁草
- (20) 同書、同頁。
- (21) 社会的防衛 (=市民的防衛) では領土防衛は不可能だという観点から混合戦略を採るべきだという議論もある。例えば、Heinz Vetschera, Soziale Verteitigang, Ziviler Widerstand, Immeruährende Neutralität, Wien: Wilhelm Bramüller, Univeritäts-Verlagsbuchhandlung Ges. m. b. H., 1978, S.135, 155–156 参照。
- (22) 『非武装国民抵抗の思想』、一〇二―一〇三頁参照
- (3) Exploring Nonviolent Alternatives, p.38. 邦訳、七八頁(傍点はシャープ)。
- (4) Ibid., p.3. 邦訳、二七頁参照:
- (25) Ibid., pp.62-63. 邦訳、一一三—一一五頁参照。